

**令和6年度 第1回**

# **北海道労働局介護施設 SAFE 協議会**

**令和6年6月26日(水)**

**10:00 ~ 12:00**

**会 場 : 札幌第一合同庁舎8階会議室(北側)**

**事務局 : 北海道労働局 労働基準部 安全課**

# 協 議 会 次 第

## 1 開 会

## 2 挨拶 北海道労働局労働基準部長

## 3 議 題

### (1)事務局説明

配付資料について

### (2)意見交換

周知用資料(ヒント集の改定)について

各社の取組状況について

安全衛生教育の手法について

## 4 支援事業のご案内について

中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター

「安全衛生サポート事業」について

独立行政法人労働者健康安全機構

北海道産業保健総合支援センター

「健康保持増進のための職場訪問支援サービス」について

## 5 次回開催までの実施事項について

## 6 閉 会

令和6年度第1回  
北海道労働局介護施設SAFE協議会

配布資料 目次

- 資料1 第14次労働災害防止リーフレット
- 資料2 労働災害発生状況(令和5年確定値・令和6年5月末時点)
- 資料3 介護施設災害発生状況(スライド説明資料)
- 資料4 エイジフレンドリーガイドライン
- 資料5 令和6年度エイジフレンドリー補助金のご案内
- 資料6 北海道SAFE協議会 職場の災害防止対策ヒント集
- 資料7 中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター  
「安全衛生サポート事業(個別支援)」
- 資料8 中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター  
「安全衛生サポート事業(集団支援)」
- 資料9 北海道産業保健総合支援センター  
「健康保持増進のための職場訪問支援サービスのご案内」
- 資料10 令和6年度全国安全週間リーフレット
- 資料11 介護労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
- 資料12 令和6年度クールワークキャンペーンリーフレット

# 第14次 労働災害 防止計画

厚生労働省 北海道労働局

## 誰もが安全で健康に働くために

資料1

### 計画期間

2023(R5)年度から2027(R9)年度までの5か年間

**計画の目標** 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○**死亡災害** 2022(R4)年と比較して10%以上減少

○**死傷災害** 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる

### 計画のねらい

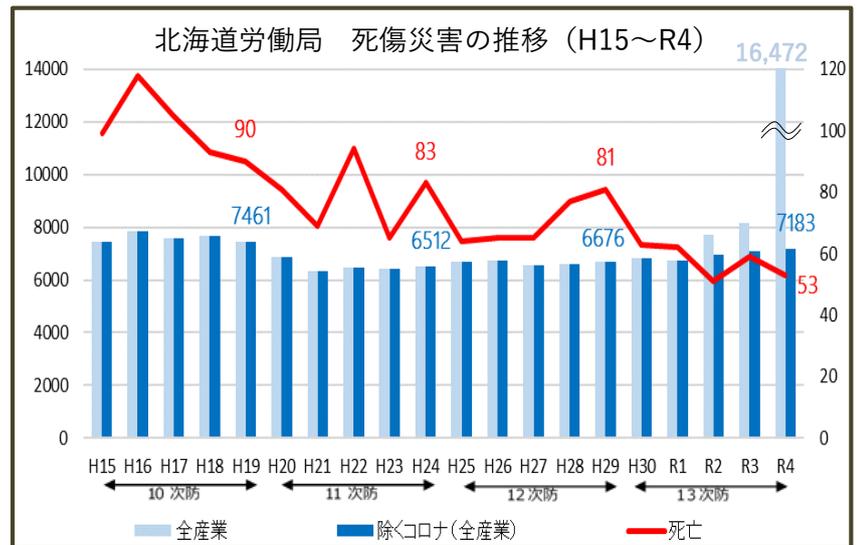
北海道の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善し、死亡災害は減少しているものの、休業4日以上死傷災害は、ここ数年増加傾向にあります。

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。また、消費者・サービス利用者においても安全衛生対策費への理解が求められます。

安全衛生に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。



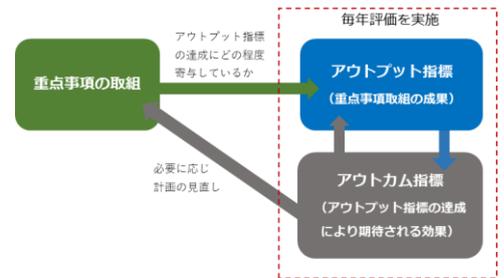
第14次防詳細はこちら→



### 計画の重点事項

重点事項（8項目）の取組の成果としてアウトプット指標を定めるほか、アウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、毎年これらの指標を用いて計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

（リーフレットに記載したアウトプット指標は全て2027年までの取組みとなります。）



### 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

全業種対象

- 安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む
- 安全衛生対策におけるDXの推進（AIやウェアラブル端末等の技術を活用した安全衛生活動の推進、危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化）



### 2 重点業種における労働災害防止対策の推進（建設業、小売業・社会福祉施設）

- 建設業 高所からの墜落・転落防止措置を確実に実施するとともに、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントを実施する
- 小売業・社会福祉施設 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。介護・看護作業において、「ノーリフトケア」の導入を進める



アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%（総合建設業は90%）以上とする</li> <li>○正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする</li> <li>○ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる</li> </ul>
アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業の死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる</li> <li>○社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる</li> </ul>



（重点事項ごとの具体的取組は指標に関連した事項の抜粋です。詳しくは北海道労働局第14次労働災害防止計画をご確認ください。）

### 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む

アウトプット指標

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する割合を50%以上とする

アウトカム指標

60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

### 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む

アウトプット指標

母国語や視聴覚教材を用いて外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を50%以上とする

アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする

### 5 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

● 全業種対象

- 転倒災害対策にハード・ソフト両面から対策に取り組む



アウトプット指標

転倒防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上とする

アウトカム指標

○転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける  
○転倒による平均休業見込日数を40日以下とする

### 6 その他の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業、製造業、林業）

- 陸上貨物運送業 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する
- 製造業 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む
- 林業 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する



アウトプット指標

○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業所を含む。）の割合を45%以上とする  
○機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上とする  
○「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場を50%以上とする

アウトカム指標

○陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる  
○製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる  
○林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

### 7 労働者の健康確保対策の推進

● 全業種対象

- ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する

アウトプット指標

○メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を80%以上とする  
○50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする  
○必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする

アウトカム指標

仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする



### 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

● 全業種対象

- SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する
- 石綿の事前調査を確実に実施し、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する
- 熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する



アウトプット指標

○ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする  
○リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とするとともに、その結果に基づいて必要な措置を実施している事業場の割合を80%以上とする  
○熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる

アウトカム指標

○化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して5%以上減少させる  
○熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる





# 第14次労働災害防止計画の2年目に向けて

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする



第14次防本文

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少※

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる※

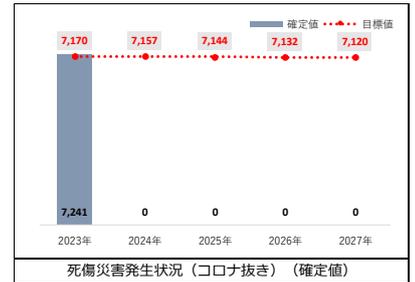
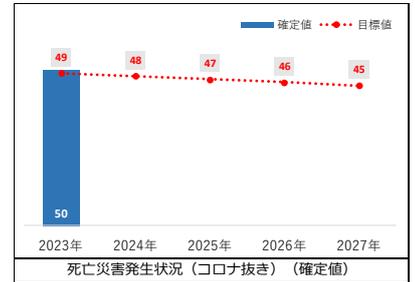
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

## 死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の1年目であった令和5年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は50人と、1年目の目標（49人）を達成できませんでした。また、死傷災害についても7,241人と、1年目の目標（7,170人）を達成できず、厳しい滑り出しとなりました。

死亡災害の業種別発生状況では道路貨物運送業が10人と最も多く、次いで建設業6人、警備業6人、商業5人、製造業4人、林業4人が続きます。事故の型別発生状況では、交通事故（道路）11人が最も多く発生しており、次いで墜落、転落10人、はさまれ、巻き込まれ8人、転倒4人、激突され4人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に主なもので、製造業（15.5%）、商業（15.2%）、建設業（12.3%）、保健衛生業（12.1%）、陸上貨物運送事業（11.5%）、接客娯楽業（6.3%）、清掃・と畜業（5.7%）、畜産業（4.5%）となっています。また、事故の型別発生状況は、発生割合が高い順に主なもので、転倒2,327件（32.1%）、墜落、転落1,141件（15.8%）、動作の反動、無理な動作1,053件（14.5%）、はさまれ、巻き込まれ706件（9.8%）となっています。



## 計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

### 建設業における労働災害防止対策の推進



#### 建設業 アウトカム指標

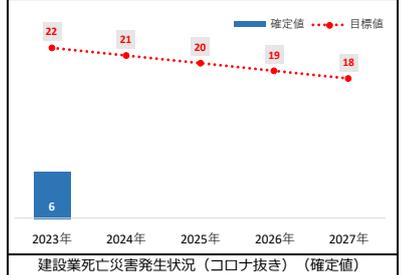
死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡者数は6人と過去最少人数となり、1年目の目標（22人）を大幅に下回る、好調なスタートとなりました。

事故の型別事故の型別内訳は墜落、転落3人、おぼれ1人、転倒1人、交通事故（道路）1人でした。

高所からの墜落、転落災害防止に加え、建設機械や草刈り機といった機械の転落、転倒防止対策についても対策を徹底する必要があります。

#### アウトプット指標 87.0% (総合建設業)



### 社会福祉施設における労働災害防止対策の推進

#### 社会福祉施設 アウトカム指標

腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

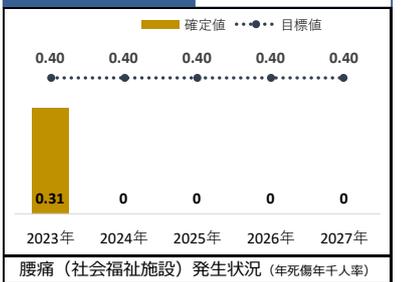
社会福祉施設における腰痛は56人であり、死傷年千人率では0.31と目標（0.40）を下回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。

引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持増進を進めていく必要があります。

（社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和3年経済センサスを使用しています。）



#### アウトプット指標 29.8%



### 高齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

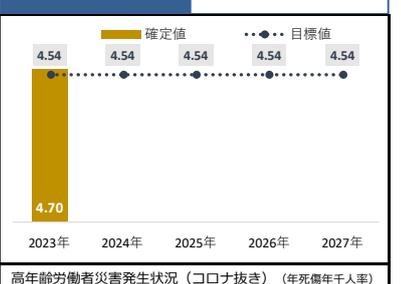
#### 高齢労働者 アウトカム指標

60歳以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳以上の死傷者数は2,351人（32.5%）と最も多く、男性は0.03ポイント目標を下回ったものの、女性は0.44ポイント目標を上回り、全体では目標を0.16ポイント上回っています。事故の型別の発生状況では人数が多い順に主なもので転倒1,052人（44.7%）、墜落、転落404人（17.2%）、動作の反動、無理な動作224人（9.5%）でした。

引き続きエイジフレンドリーガイドラインに基づく対策を推進していく必要があります。

#### アウトプット指標 60.1%



## 外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進

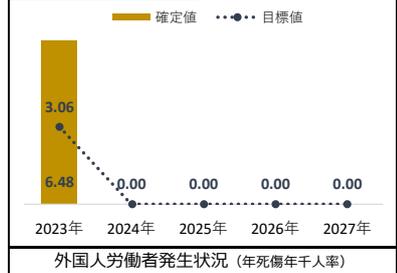


### 外国人労働者 アウトカム指標

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

死傷者数は230人と前年を89人上回り、死傷年千人率は6.48と目標値を3.42ポイント上回っています。業種別では主なもので畜産業89人（38.7%）、製造業54件（23.5%）、建設業33件（14.3%）、水産業13人（5.7%）、農業9人（3.9%）です。また、在留資格別では技能実習75人（32.6%）、技能69人（30.0%）、特定技能43人（18.7%）となっています。やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。

アウトプット指標 48.6%



## 転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

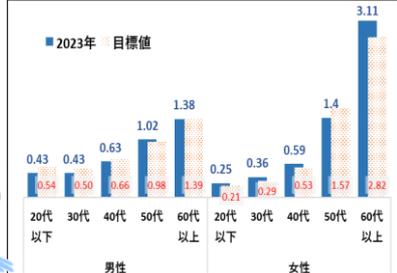
### 転倒 アウトカム指標

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける

転倒災害は2,327件（32.1%）と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は0.98と目標値を0.01ポイント上回っています。特に60歳代以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。業種別では小売業408件（17.5%）、社会福祉施設251件（10.8%）、食料品製造業210件（9.0%）、陸上貨物運送206件（8.9%）で多く発生しています。引き続き高年齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。



アウトプット指標 79.1%



## 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

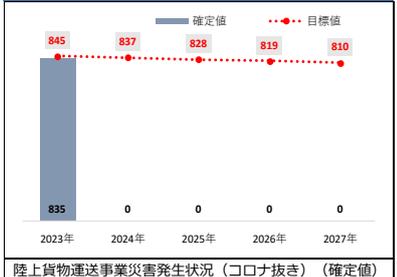
### 陸上貨物運送事業 アウトカム指標

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は835人と前年より18人減少し、1年目の目標値（845人）を下回りました。事故の型別では墜落、転落220件（26.3%）、転倒206件（24.7%）、動作の反動、無理な動作124件（14.9%）、はさまれ、巻き込まれ95件（11.4%）が多く発生しています。墜落、転落災害のうち、荷役作業中のものは65%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は66.8%に上ります。荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。

アウトプット指標 85.9%



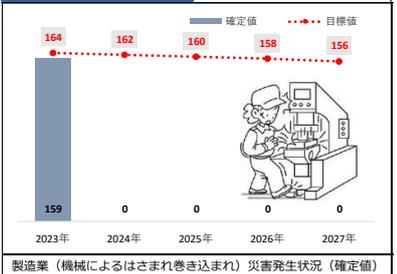
## 製造業における労働災害防止対策の推進

### 製造業 アウトカム指標

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる

製造業全体の死傷者数は1,123人と前年より34人減少しました。食料品製造業が615人と製造業全体の54.8%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が180人（16.0%）、木材・家具製造業87人（7.7%）となっています。機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数は159人と1年目の目標値（164人）を下回りました。外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。

アウトプット指標 82.5%



## 林業における労働災害防止対策の推進

### 林業 アウトカム指標

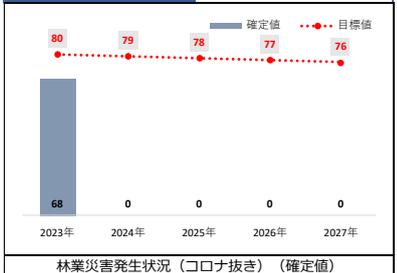
林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



死傷者数は68人と前年より13人減少し、1年目の目標値（80人）を下回りました。事故の型別では主に、激突され16件（23.5%）、切れ、こすれ13件（19.1%）、転倒11件（16.2%）、飛来、落下9件（13.2%）が発生しています。起因物別では立木等21件（30.9%）、車両系木材伐出機械7件（10.3%）、チェーンソー7件（10.3%）となっています。伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。



アウトプット指標 87.0%



## 令和5年 業種別労働災害発生状況 その1

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	51	9,004	9,055	53	16,419	16,472	-7,417	-45.0	100.0	53	16,419	16,472
製造業	4	1,141	1,145	5	1,343	1,348	-203	-15.1	12.6	5	1,343	1,348
食料品	3	631	634	1	730	731	-97	-13.3	7.0	1	730	731
木材・家具		87	87		101	101	-14	-13.9	1.0		101	101
紙・印刷		19	19		36	36	-17	-47.2	0.2		36	36
窯業・土石		43	43		66	66	-23	-34.8	0.5		66	66
金属・機械		182	182		191	191	-9	-4.7	2.0		191	191
その他	1	179	180	4	219	223	-43	-19.3	2.0	4	219	223
鉱業												
鉱山		3	3		3	3			0.0		3	3
土石採取業	1	16	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
建設業	6	893	899	23	995	1,018	-119	-11.7	9.9	23	995	1,018
土木工事業	4	296	300	13	390	403	-103	-25.6	3.3	13	390	403
建築工事業	2	379	381	5	398	403	-22	-5.5	4.2	5	398	403
木造建築業		115	115		113	113	2	1.8	1.3		113	113
その他		103	103	5	94	99	4	4.0	1.1	5	94	99
交通運輸事業	1	304	305	1	413	414	-109	-26.3	3.4	1	413	414
陸上貨物運送事業	10	825	835	5	864	869	-34	-3.9	9.2	5	864	869
道路貨物運送	10	768	778	5	810	815	-37	-4.5	8.6	5	810	815
陸上貨物取扱		57	57		54	54	3	5.6	0.6		54	54
港湾運送業		8	8		17	17	-9	-52.9	0.1		17	17
林業	4	64	68	1	80	81	-13	-16.0	0.8	1	80	81
水産業	1	140	141	2	133	135	6	4.4	1.6	2	133	135
商業	5	1,098	1,103	5	1,196	1,201	-98	-8.2	12.2	5	1,196	1,201
清掃・と畜業	3	425	428	1	481	482	-54	-11.2	4.7	1	481	482
上記以外の事業	16	4,087	4,103	10	10,875	10,885	-6,782	-62.3	45.3	10	10,875	10,885

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害については、本年・昨年ともに把握した件数である。

※ 休業災害については、本年は把握した件数、昨年は再集計した件数である。

## 令和5年 業種別労働災害発生状況 その2

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業		119	119	1	117	118	1	0.8	1.3	1	117	118
畜産業	2	326	328	2	328	330	-2	-0.6	3.6	2	328	330
金融・広告業		55	55		50	50	5	10.0	0.6		50	50
映画・演劇業		1	1		7	7	-6	-85.7	0.0		7	7
通信業		185	185		185	185			2.0		185	185
教育・研究業		69	69	1	121	122	-53	-43.4	0.8	1	121	122
保健衛生業	1	2,540	2,541	1	9,302	9,303	-6,762	-72.7	28.1	1	9,302	9,303
接客娯楽業	3	460	463		387	387	76	19.6	5.1		387	387
その他の事業	10	332	342	5	378	383	-41	-10.7	3.8	5	378	383
合計	16	4,087	4,103	10	10,875	10,885	-6,782	-62.3	45.3	10	10,875	10,885

「第三次産業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	5	1,098	1,103	5	1,196	1,201	-98	-8.2	12.2	5	1,196	1,201
うち小売業	2	859	861	3	935	938	-77	-8.2	9.5	3	935	939
金融・広告業		55	55		50	50	5	10.0	0.6		50	50
映画・演劇業		1	1		7	7	-6	-85.7	0.0		7	7
通信業		185	185		185	185			2.0		185	185
教育・研究業		69	69	1	121	122	-53	-43.4	0.8	1	121	122
保健・衛生業	1	2,540	2,541	1	9,302	9,303	-6,762	-72.7	28.1	1	9,302	9,303
うち社会福祉施設		1,213	1,213	1	3,827	3,828	-2,615	-68.3	13.4	1	3,827	3,828
うち医療保健業	1	1,320	1,321		5,451	5,451	-4,130	-75.8	14.6		5,451	5,451
接客・娯楽業	3	460	463		387	387	76	19.6	5.1		387	387
うち飲食店		222	222		197	197	25	12.7	2.5		197	197
うち旅館業		116	116		89	89	27	30.3	1.3		89	89
うちゴルフ場	1	51	52		40	40	12	30.0	0.6		40	40
清掃・と畜業	3	425	428	1	481	482	-54	-11.2	4.7	1	481	482
その他の事業	10	332	342	5	378	383	-41	-10.7	3.8	5	378	383
うち警備業	6	76	82	3	73	76	6	7.9	0.9	3	73	76
合計	22	5,165	5,187	13	12,107	12,120	-6,933	-57.2	57.3	13	12,107	12,120

# 令和5年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	50	7,191	7,241	51	7,132	7,183	58	0.8	100.0	51	7,132	7,183
製造業	4	1,119	1,123	4	1,153	1,157	-34	-2.9	15.5	4	1,153	1,157
食料品	3	612	615	1	598	599	16	2.7	8.5	1	598	599
木材・家具		87	87		100	100	-13	-13.0	1.2		100	100
紙・印刷		19	19		34	34	-15	-44.1	0.3		34	34
窯業・土石		43	43		61	61	-18	-29.5	0.6		61	61
金属・機械		180	180		180	180			2.5		180	180
その他	1	178	179	3	180	183	-4	-2.2	2.5	3	180	183
鉱業												
鉱山		3	3		2	2	1	50.0	0.0		2	2
土石採取業	1	16	17		19	19	-2	-10.5	0.2		19	19
建設業	6	883	889	23	883	906	-17	-1.9	12.3	23	883	906
土木工事業	4	292	296	13	303	316	-20	-6.3	4.1	13	303	316
建築工事業	2	373	375	5	383	388	-13	-3.4	5.2	5	383	388
木造建築業		115	115		112	112	3	2.7	1.6		112	112
その他		103	103	5	85	90	13	14.4	1.4	5	85	90
交通運輸事業	1	221	222	1	252	253	-31	-12.3	3.1	1	252	253
陸上貨物運送事業	10	825	835	5	848	853	-18	-2.1	11.5	5	848	853
道路貨物運送	10	768	778	5	797	802	-24	-3.0	10.7	5	797	802
陸上貨物取扱		57	57		51	51	6	11.8	0.8		51	51
港湾運送業		8	8		15	15	-7	-46.7	0.1		15	15
林業	4	64	68	1	80	81	-13	-16.0	0.9	1	80	81
水産業	1	140	141	2	133	135	6	4.4	1.9	2	133	135
商業	5	1,094	1,099	5	1,133	1,138	-39	-3.4	15.2	5	1,133	1,138
清掃・と畜業	3	410	413	1	420	421	-8	-1.9	5.7	1	420	421
上記以外の事業	15	2,408	2,423	9	2,194	2,203	220	10.0	33.5	9	2,194	2,203

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。  
 ※ 死亡災害については、本年・昨年ともに把握した件数である。  
 ※ 休業災害については、本年は把握した件数、昨年は再集計した件数である。

# 令和5年 業種別労働災害発生状況 その2(新型コロナ除く)

令和5年1月1日～令和5年12月31日(確定)

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業		119	119	1	103	104	15	14.4	1.6	1	103	104
畜産業	2	326	328	2	314	316	12	3.8	4.5	2	314	316
金融・広告業		55	55		46	46	9	19.6	0.8		46	46
映画・演劇業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.0		5	5
通信業		185	185		182	182	3	1.6	2.6		182	182
教育・研究業		69	69	1	63	64	5	7.8	1.0	1	63	64
保健衛生業		879	879		840	840	39	4.6	12.1		840	840
接客娯楽業	3	455	458		367	367	91	24.8	6.3		367	367
その他の事業	10	319	329	5	274	279	50	17.9	4.5	5	274	279
合計	15	2,408	2,423	9	2,194	2,203	220	10.0	33.5	9	2,194	2,203

「第三次産業」の内訳

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	5	1,094	1,099	5	1,133	1,138	-39	-3.4	15.2	5	1,133	1,138
うち小売業	2	856	858	3	896	899	-41	-4.6	11.8	3	896	899
金融・広告業		55	55		46	46	9	19.6	0.8		46	46
映画・演劇業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.0		5	5
通信業		185	185		182	182	3	1.6	2.6		182	182
教育・研究業		69	69	1	63	64	5	7.8	1.0	1	63	64
保健・衛生業		879	879		840	840	39	4.6	12.1		840	840
うち社会福祉施設		644	644		615	615	29	4.7	8.9		615	615
うち医療保健業		228	228		207	207	21	10.1	3.1		207	207
接客・娯楽業	3	455	458		367	367	91	24.8	6.3		367	367
うち飲食店		218	218		182	182	36	19.8	3.0		182	182
うち旅館業		115	115		88	88	27	30.7	1.6		88	88
うちゴルフ場	1	51	52		40	40	12	30.0	0.7		40	40
清掃・と畜業	3	410	413	1	420	421	-8	-1.9	5.7	1	420	421
その他の事業	10	319	329	5	274	279	50	17.9	4.5	5	274	279
うち警備業	6	75	81	3	70	73	8	11.0	1.1	3	70	73
合計	21	3,467	3,488	12	3,330	3,342	146	4.4	48.2	12	3,330	3,342

# 令和6年 業種別労働災害発生状況 その1

令和6年5月末現在

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	18	2,867	2,885	18	3,156	3,174	-289	-9.1	100.0	51	9,004	9,055
製造業	1	405	406	2	440	442	-36	-8.1	14.1	4	1,141	1,145
食料品		207	207	1	237	238	-31	-13.0	7.2	3	631	634
木材・家具		35	35		41	41	-6	-14.6	1.2		87	87
紙・印刷		4	4		8	8	-4	-50.0	0.1		19	19
窯業・土石		15	15		17	17	-2	-11.8	0.5		43	43
金属・機械		56	56		76	76	-20	-26.3	1.9		182	182
その他	1	88	89	1	61	62	27	43.5	3.1	1	179	180
鉱業												
鉱山		2	2		3	3	-1	-33.3	0.1		3	3
土石採取業		9	9		4	4	5	125.0	0.3	1	16	17
建設業	6	238	244		260	260	-16	-6.2	8.5	6	893	899
土木工事業	2	79	81		81	81			2.8	4	296	300
建築工事業	2	97	99		113	113	-14	-12.4	3.4	2	379	381
木造建築業	1	29	30		30	30			1.0		115	115
その他	1	33	34		36	36	-2	-5.6	1.2		103	103
交通運輸事業		120	120		130	130	-10	-7.7	4.2	1	304	305
陸上貨物運送事業	1	325	326	4	311	315	11	3.5	11.3	10	825	835
道路貨物運送	1	307	308	4	291	295	13	4.4	10.7	10	768	778
陸上貨物取扱		18	18		20	20	-2	-10.0	0.6		57	57
港湾運送業		8	8		3	3	5	166.7	0.3		8	8
林業	1	24	25	2	24	26	-1	-3.8	0.9	4	64	68
水産業		20	20	1	27	28	-8	-28.6	0.7	1	140	141
商業	2	446	448	3	401	404	44	10.9	15.5	5	1,098	1,103
清掃・と畜業		187	187	3	154	157	30	19.1	6.5	3	425	428
上記以外の事業	7	1,083	1,090	3	1,399	1,402	-312	-22.3	37.8	16	4,087	4,103

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害については、本年・昨年ともに把握した件数である。

※ 休業災害については、本年は把握した件数、昨年は再集計した件数である。

## 令和6年 業種別労働災害発生状況 その2

令和6年5月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	1	30	31		25	25	6	24.0	1.1		119	119
畜産業	3	88	91		119	119	-28	-23.5	3.2	2	326	328
金融・広告業		15	15		20	20	-5	-25.0	0.5		55	55
映画・演劇業		1	1				1		0.0		1	1
通信業		98	98		91	91	7	7.7	3.4		185	185
教育・研究業		28	28		25	25	3	12.0	1.0		69	69
保健衛生業		539	539		879	879	-340	-38.7	18.7	1	2,540	2,541
接客娯楽業	1	174	175		138	138	37	26.8	6.1	3	460	463
その他の事業	2	110	112	3	102	105	7	6.7	3.9	10	332	342
合計	7	1,083	1,090	3	1,399	1,402	-312	-22.3	37.8	16	4,087	4,103

「第三次産業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	2	446	448	3	401	404	44	10.9	15.5	5	1,098	1,103
うち小売業		344	344	1	313	314	30	9.6	11.9	2	859	861
金融・広告業		15	15		20	20	-5	-25.0	0.5		55	55
映画・演劇業		1	1				1		0.0		1	1
通信業		98	98		91	91	7	7.7	3.4		185	185
教育・研究業		28	28		25	25	3	12.0	1.0		69	69
保健・衛生業		539	539		879	879	-340	-38.7	18.7	1	2,540	2,541
うち社会福祉施設		292	292		406	406	-114	-28.1	10.1		1,213	1,213
うち医療保健業		241	241		470	470	-229	-48.7	8.4	1	1,320	1,321
接客・娯楽業	1	174	175		138	138	37	26.8	6.1	3	460	463
うち飲食店		75	75		74	74	1	1.4	2.6		222	222
うち旅館業		56	56		33	33	23	69.7	1.9		116	116
うちゴルフ場	1	12	13		7	7	6	85.7	0.5	1	51	52
清掃・と畜業		187	187	3	154	157	30	19.1	6.5	3	425	428
その他の事業	2	110	112	3	102	105	7	6.7	3.9	10	332	342
うち警備業		34	34	2	26	28	6	21.4	1.2	6	76	82
合計	5	1,598	1,603	9	1,810	1,819	-216	-11.9	55.6	22	5,165	5,187

# 令和6年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和6年5月末現在

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	18	2,552	2,570	18	2,463	2,481	89	3.6	100.0	50	7,191	7,241
製造業	1	380	381	2	416	418	-37	-8.9	14.8	4	1,119	1,123
食料品		207	207	1	217	218	-11	-5.0	8.1	3	612	615
木材・家具		35	35		41	41	-6	-14.6	1.4		87	87
紙・印刷		4	4		8	8	-4	-50.0	0.2		19	19
窯業・土石		15	15		17	17	-2	-11.8	0.6		43	43
金属・機械		56	56		73	73	-17	-23.3	2.2		180	180
その他	1	63	64	1	60	61	3	4.9	2.5	1	178	179
鉱業		2	2		3	3	-1	-33.3	0.1		3	3
土石採取業		9	9		4	4	5	125.0	0.4	1	16	17
建設業	6	238	244		260	260	-16	-6.2	9.5	6	883	889
土木工事業	2	79	81		81	81			3.2	4	292	296
建築工事業	2	97	99		113	113	-14	-12.4	3.9	2	373	375
木造建築業	1	29	30		30	30			1.2		115	115
その他	1	33	34		36	36	-2	-5.6	1.3		103	103
交通運輸事業		110	110		111	111	-1	-0.9	4.3	1	221	222
陸上貨物運送事業	1	325	326	4	310	314	12	3.8	12.7	10	825	835
道路貨物運送	1	307	308	4	290	294	14	4.8	12.0	10	768	778
陸上貨物取扱		18	18		20	20	-2	-10.0	0.7		57	57
港湾運送業		8	8		3	3	5	166.7	0.3		8	8
林業	1	24	25	2	24	26	-1	-3.8	1.0	4	64	68
水産業		20	20	1	27	28	-8	-28.6	0.8	1	140	141
商業	2	444	446	3	399	402	44	10.9	17.4	5	1,094	1,099
清掃・と畜業		187	187	3	139	142	45	31.7	7.3	3	410	413
上記以外の事業	7	805	812	3	767	770	42	5.5	31.6	15	2,408	2,423

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。  
 ※ 死亡災害については、本年・昨年ともに把握した件数である。  
 ※ 休業災害については、本年は把握した件数、昨年は再集計した件数である。

# 令和6年 業種別労働災害発生状況 その2(新型コロナ除く)

令和6年5月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	1	30	31		25	25	6	24.0	1.2		119	119
畜産業	3	88	91		119	119	-28	-23.5	3.5	2	326	328
金融・広告業		15	15		19	19	-4	-21.1	0.6		55	55
映画・演劇業		1	1				1		0.0		1	1
通信業		98	98		91	91	7	7.7	3.8		185	185
教育・研究業		28	28		25	25	3	12.0	1.1		69	69
保健衛生業		261	261		249	249	12	4.8	10.2		879	879
接客娯楽業	1	174	175		139	139	36	25.9	6.8	3	455	458
その他の事業	2	110	112	3	100	103	9	8.7	4.4	10	319	329
合計	7	805	812	3	767	770	42	5.5	31.6	15	2,408	2,423

「第三次産業」の内訳

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	2	444	446	3	399	402	44	10.9	17.4	5	1,094	1,099
うち小売業		342	342	1	311	312	30	9.6	13.3	2	856	858
金融・広告業		15	15		19	19	-4	-21.1	0.6		55	55
映画・演劇業		1	1				1		0.0		1	1
通信業		98	98		91	91	7	7.7	3.8		185	185
教育・研究業		28	28		25	25	3	12.0	1.1		69	69
保健・衛生業		261	261		249	249	12	4.8	10.2		879	879
うち社会福祉施設		176	176		186	186	-10	-5.4	6.8		644	644
うち医療保健業		79	79		60	60	19	31.7	3.1		228	228
接客・娯楽業	1	174	175		139	139	36	25.9	6.8	3	455	458
うち飲食店		75	75		75	75			2.9		218	218
うち旅館業		56	56		33	33	23	69.7	2.2		115	115
うちゴルフ場		12	12		7	7	5	71.4	0.5	1	51	52
清掃・と畜業		187	187	3	139	142	45	31.7	7.3	3	410	413
その他の事業	2	110	112	3	100	103	9	8.7	4.4	10	319	329
うち警備業		34	34	2	25	27	7	25.9	1.3	6	75	81
合計	5	1,318	1,323	9	1,161	1,170	153	13.1	51.5	21	3,467	3,488

## 社会福祉施設災害発生状況（令和5年確定値）

北海道労働局労働基準部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 北海道における労働災害発生状況

令和5年確定値（社会福祉施設）

令和5年1月1日～令和5年12月31日（確定）

コロナ含む

北海道労働局

区分 業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	51	9,004	9,055	53	16,419	16,472	-7,417	-45.0	100.0	53	16,419	16,472
保健・衛生業	1	2,540	2,541	1	9,302	9,303	-6,762	-72.7	28.1	1	9,302	9,303
うち社会福祉施設		1,213	1,213	1	3,827	3,828	-2,615	-68.3	13.4	1	3,827	3,828

令和5年1月1日～令和5年12月31日（確定）

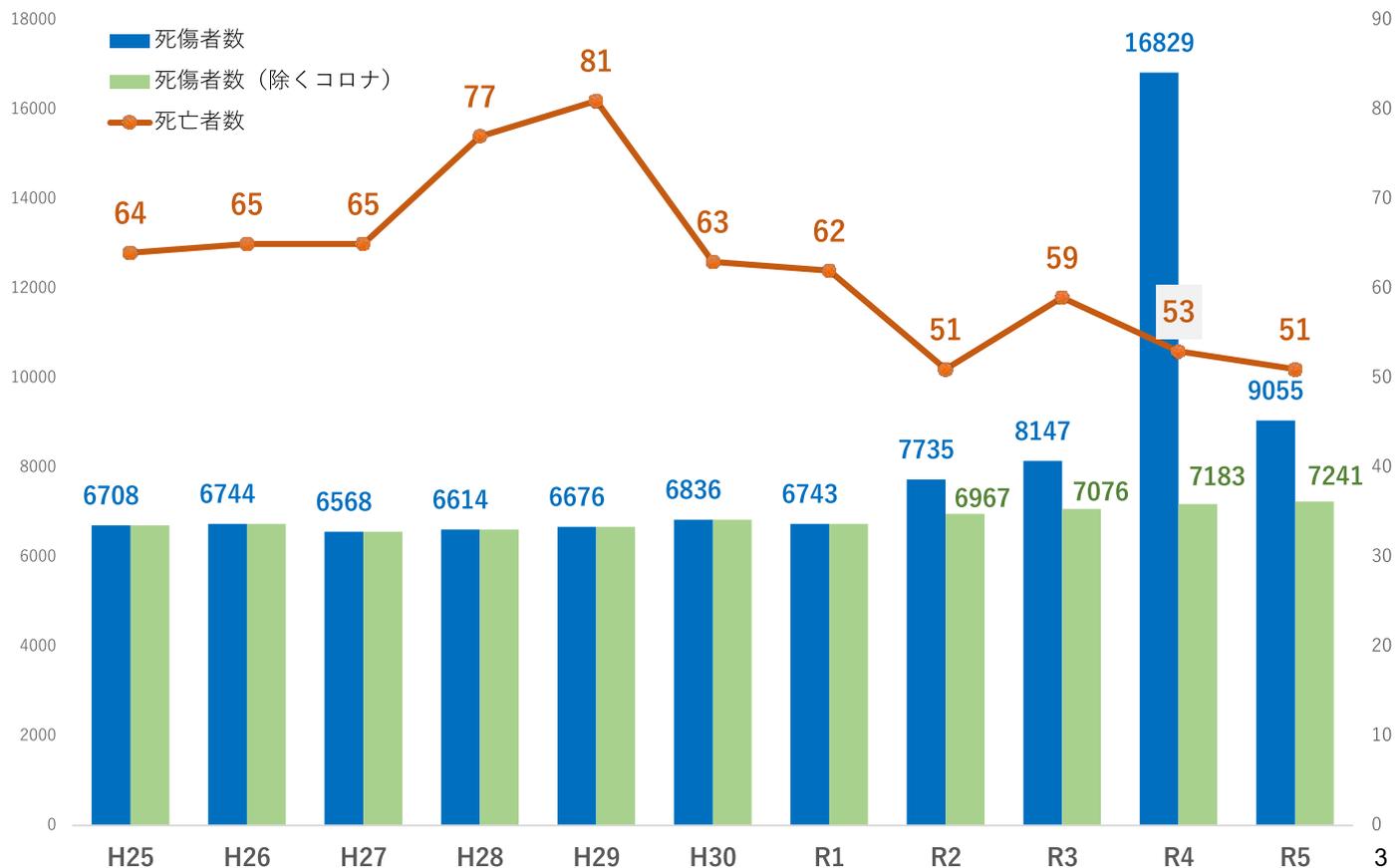
コロナ除く

北海道労働局

区分 業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	50	7,191	7,241	51	7,132	7,183	58	0.8	100.0	51	7,132	7,183
保健・衛生業		879	879		840	840	39	4.6	12.1		840	840
うち社会福祉施設		644	644		615	615	29	4.7	8.9		615	615

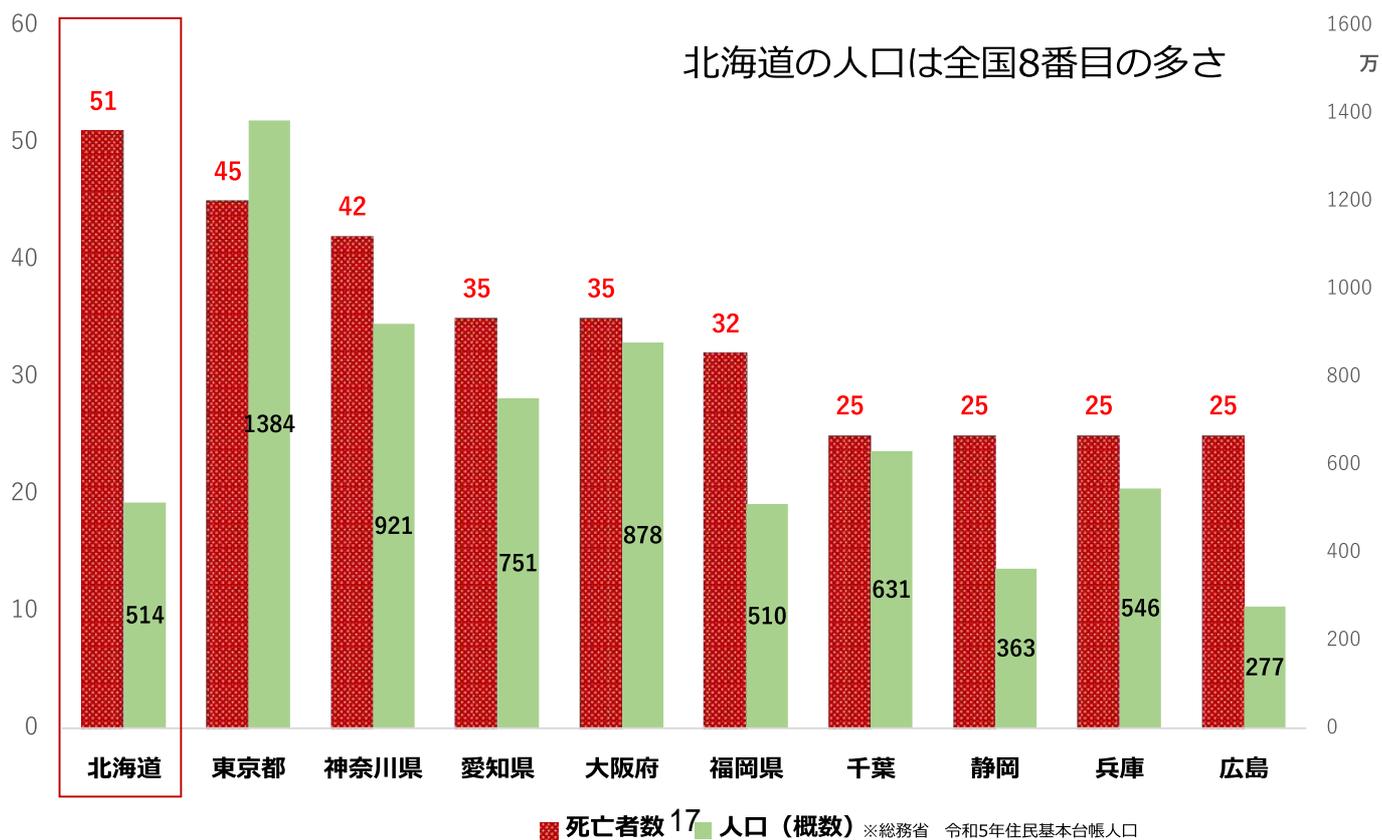
# 北海道における労働災害発生状況

## 死傷災害発生状況の推移（全産業）



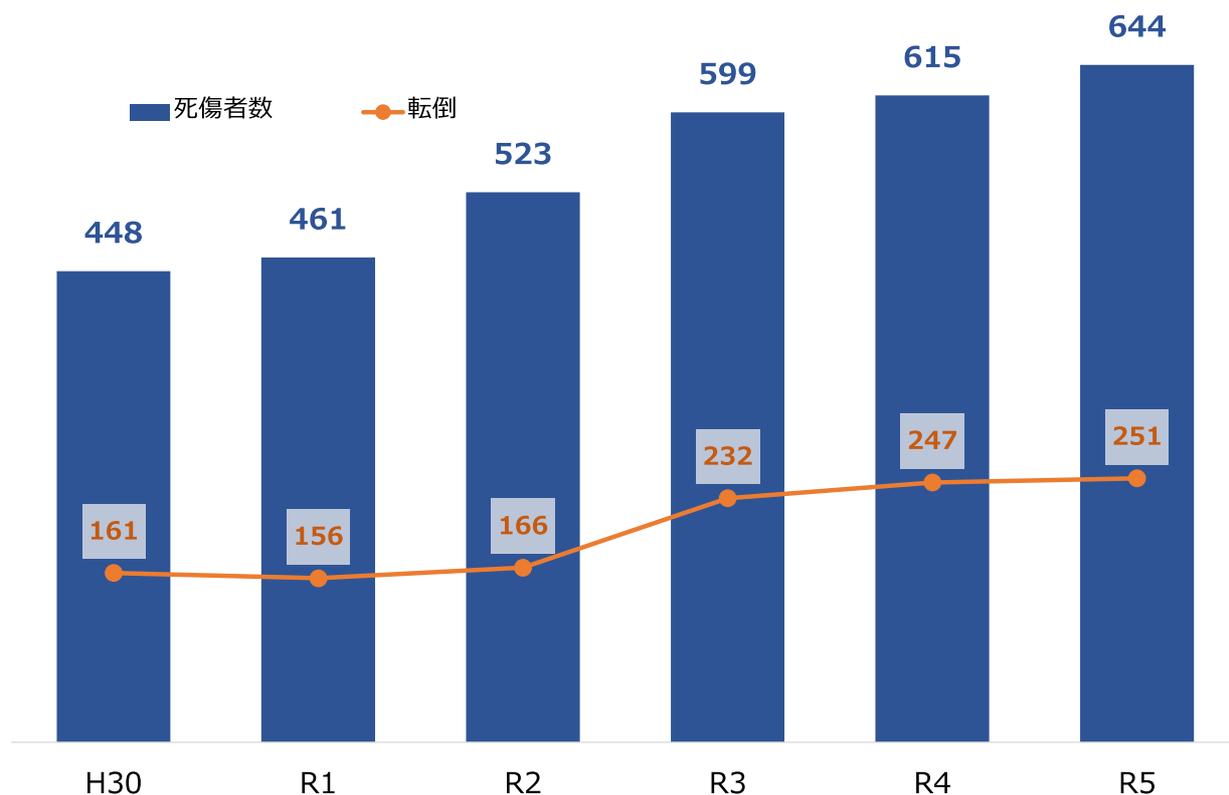
# 北海道における労働災害発生状況

## 令和5年 都道府県別死亡災害発生状況（確定値）



# 北海道における労働災害発生状況

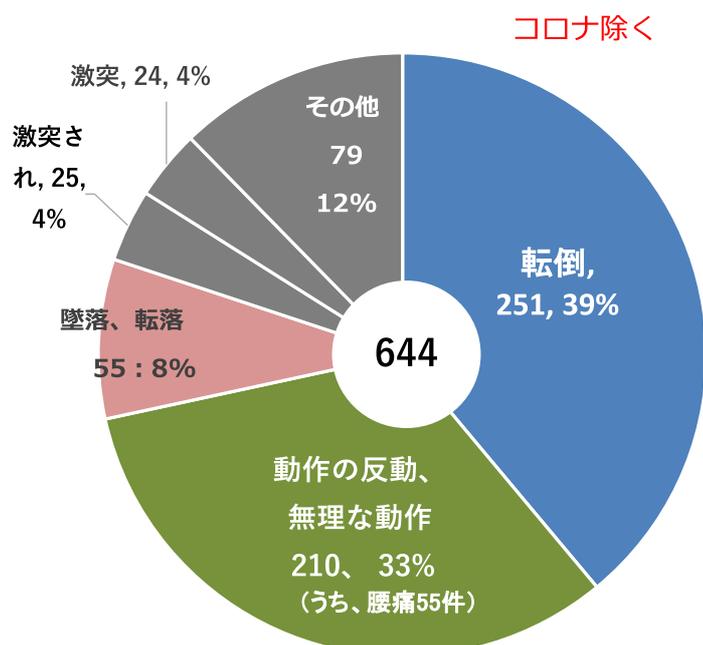
## 死傷災害発生状況の推移（社会福祉施設）



5

## 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

### 事故の型別死傷災害発生状況（R5確定値）



	R5	前年比
<b>総計</b>	<b>644</b>	<b>29</b>
墜落、転落	55	9
転倒	251	4
激突	24	0
飛来、落下	5	-6
崩壊、倒壊		-2
激突され	25	8
はさまれ、巻き込まれ	8	-4
切れ、こすれ	13	3
踏み抜き	1	1
高温・低温の物との接触	12	6
有害物等との接触	1	-1
交通事故（道路）	16	8
動作の反動、無理な動作	210	-7
その他	23	10

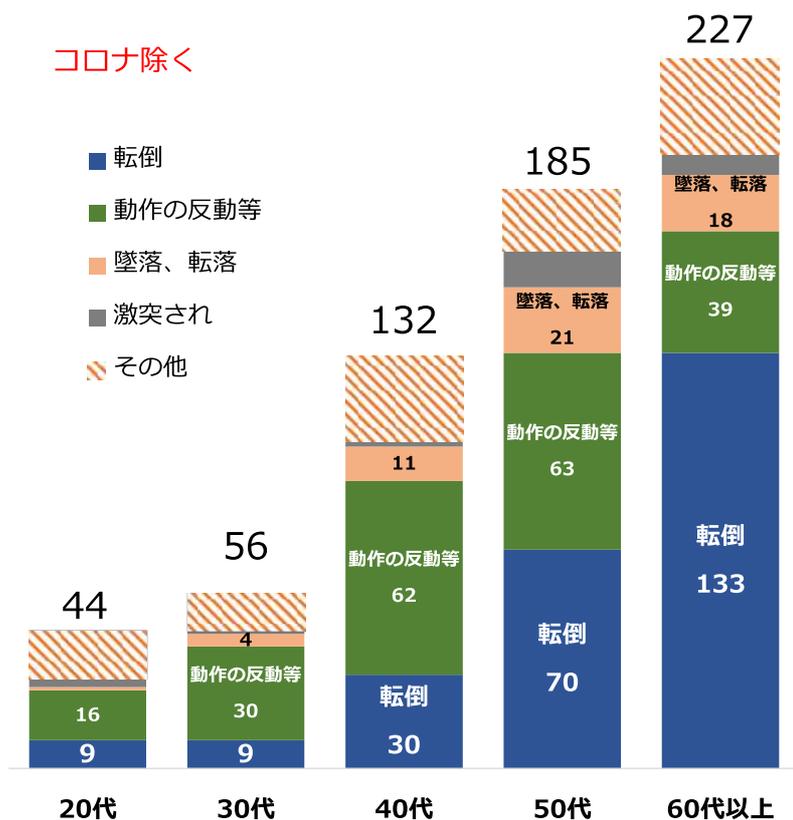
※新型コロナウイルス感染 569人

転倒及び動作の反動等といった作業行動に起因する災害が7割以上を占めている。

6

# 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

## 事故の型別年代別災害発生状況（R5確定値）

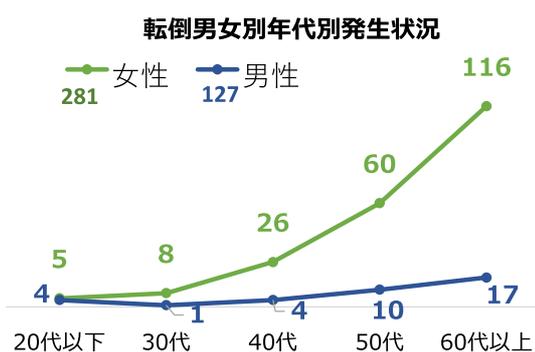


年代別では60代以上が227件、50代185件、40代132件となっており、転倒は年代が上がるごとに件数が増加している。

動作の反動・無理な動作については40代・50代で多く発生している。

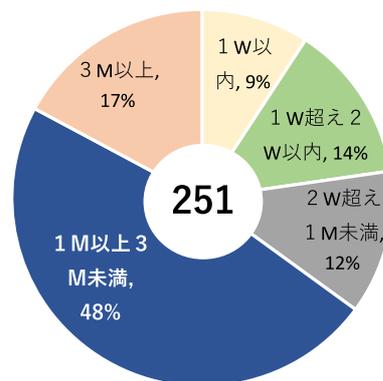
# 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

## 転倒の災害発生状況（R5確定値）

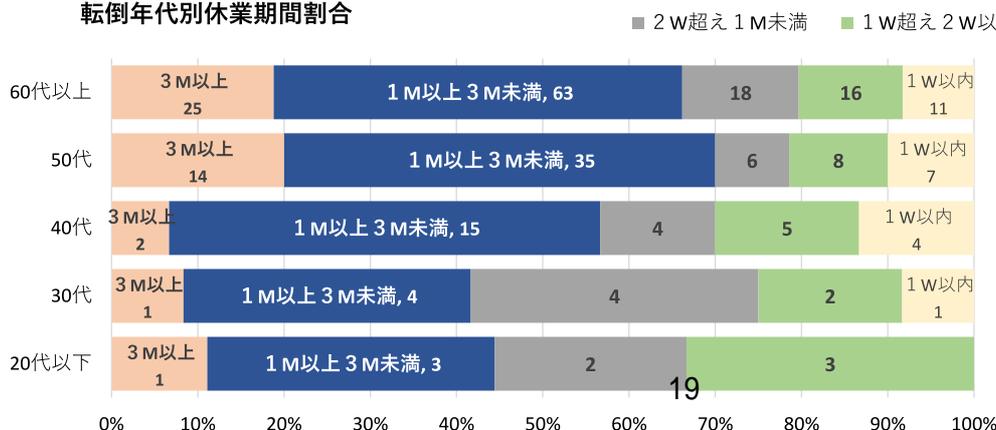


年齢が高くなるにつれ、被災者数も増加する。男女とも60代以上の発生件数が多い。特に女性の増加状況は顕著である。

転倒休業期間（全年代合計）



転倒年代別休業期間割合

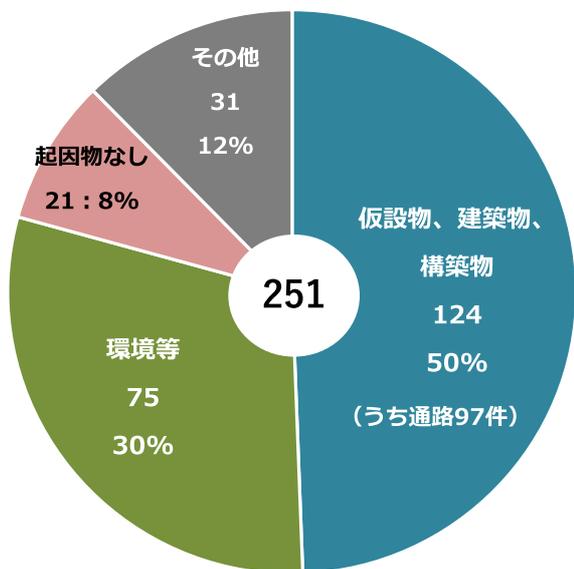


20代、30代でも休業1か月以上となる割合は40%を超える。年代が上がるにつれ休業期間も長くなっており、一旦被災した場合は長期間の職場離脱となり体制への影響が避けられない可能性が高い。

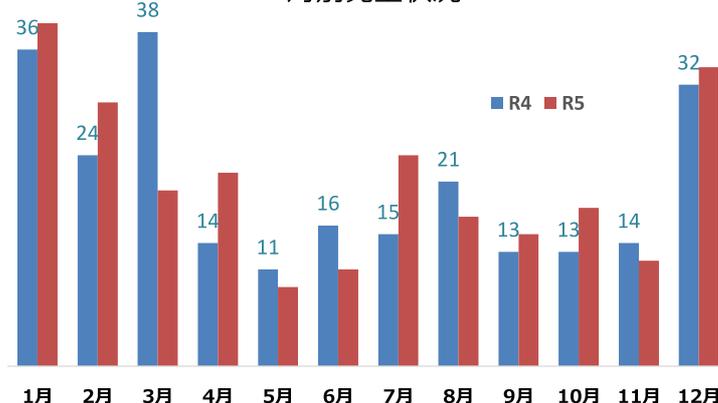
# 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

## 転倒の災害発生状況（R5確定値）

起因物別発生状況



月別発生状況



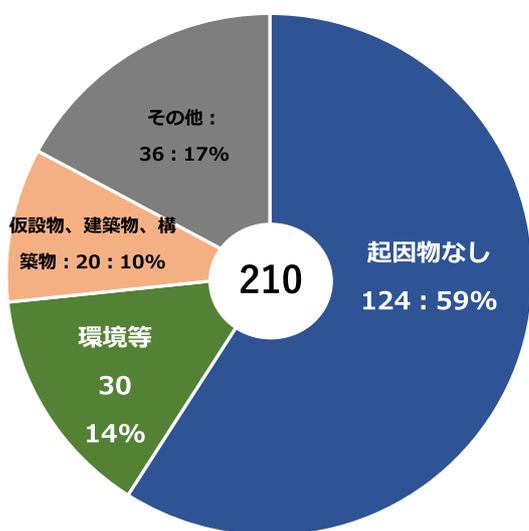
「仮設物、建築物、構築物」及び「環境等」で起因物の約80%を占める。

また、冬季にも発生件数は増加するが、年間を通じても一定件数の発生が認められ、冬季型災害の防止対策に加えハード面、ソフト面からの転倒防止対策が必要である。

# 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

## 動作の反動、無理な動作の災害発生状況（R5確定値）

起因物別発生状況



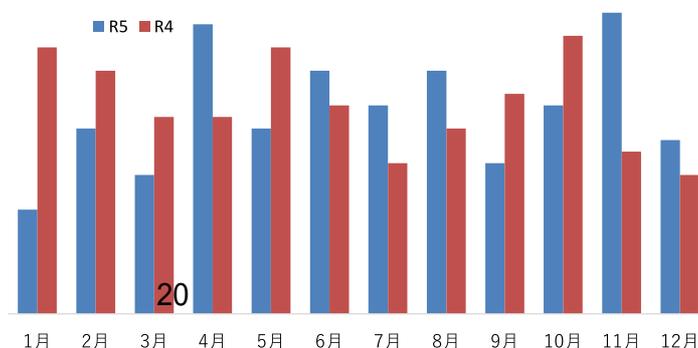
動作の反動、無理な動作

人力機械工具等	4
用具	2
その他の装置、設備	5
仮設物、建築物、構築物等	20
荷	8
環境等	30
その他の起因物	17
起因物なし	124
<b>総計</b>	<b>210</b>

社会福祉施設の「動作の反動、無理な動作」は利用者の介護時の災害が多く含まれる。月別の発生状況には大きな傾向は無く、年間通じて発生している。

腰痛は55件と26.2%を占めており、ノーリフトケア等体への負担の少ない作業方法の導入が望まれるほか、身体機能の維持向上も必要である。

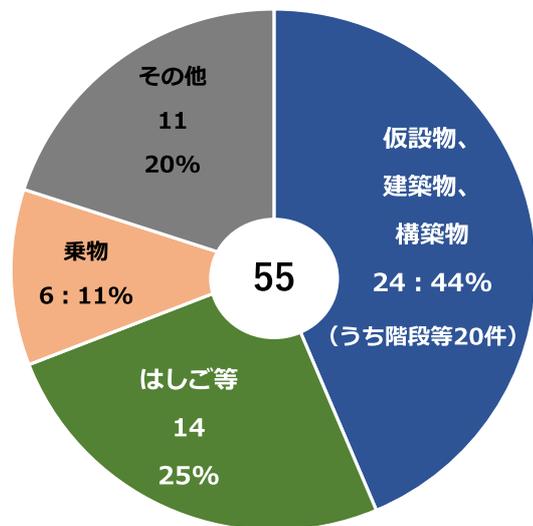
動作の反動、無理な動作 月別発生状況



# 北海道における労働災害発生状況（社会福祉施設）

## 墜落、転落の災害発生状況（R5確定値）

起因物別発生状況



起因物別では仮設物等の中でも階段からの墜落・転落が20件と大半を占めており、被災者が高齢層に属することからも転倒防止対策と同様、4Sとともに行動災害防止対策が求められる。また、はしご等からの墜落転落も多いため、脚立を含めた正しい使用方法の徹底が必要である。

# 北海道における労働災害発生状況

令和6年5月末 速報値（社会福祉施設）

令和6年5月末現在

コロナ含む

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	18	2,867	2,885	18	3,156	3,174	-289	-9.1	100.0	51	9,004	9,055
保健・衛生業		539	539		879	879	-340	-38.7	18.7	1	2,540	2,541
うち 社会福祉施設		292	292		406	406	-114	-28.1	10.1		1,213	1,213

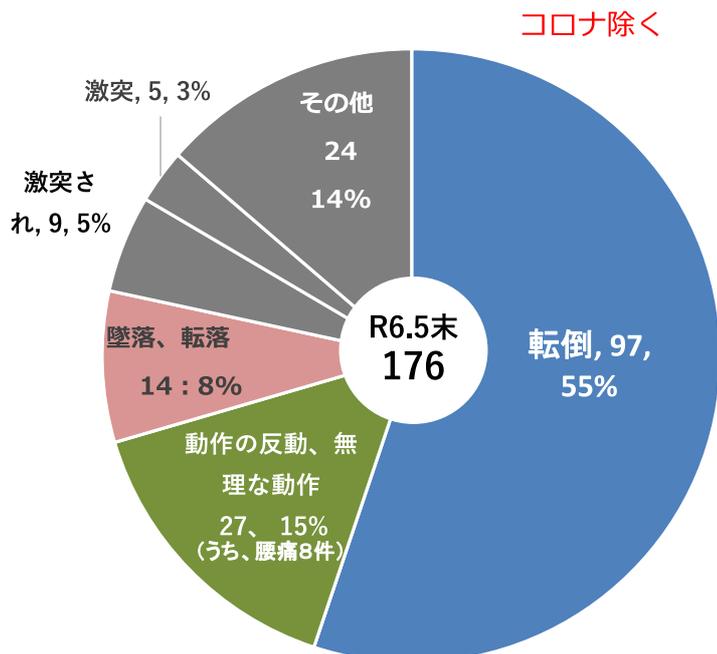
令和6年5月末現在

コロナ除く

北海道労働局

業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	18	2,552	2,570	18	2,463	2,481	89	3.6	100.0	50	7,191	7,241
保健・衛生業		261	261		249	249	12	4.8	10.2		879	879
うち 社会福祉施設		176	176		186	186	-10	-5.4	6.8		644	644

## 事故の型別死傷災害発生状況（R6.5末速報値）



総計	176
墜落、転落	14
転倒	97
激突	5
激突され	9
はさまれ、巻き込まれ	2
切れ、こすれ	1
高温・低温の物との接触	2
交通事故(道路)	5
動作の反動、無理な動作	27
その他	13
分類不能	1

※新型コロナウイルス感染 116人

転倒及び動作の反動等といった作業行動に起因する災害が7割を占めている。

## 第14次労働災害防止計画（北海道）

### 1 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年

### 2 計画の目標

2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる



### 3 介護施設に関連するアウトプット指標及びアウトカム指標

転倒	アウトプット指標	転倒防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上とする
	アウトカム指標	○転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける ○転倒による平均休業見込日数を40日以下とする
社福	アウトプット指標	○正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ○ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して増加させる
	アウトカム指標	○社会福祉施設の腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる
高年齢	アウトプット指標	高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組みを実施する割合を50%以上とする
	アウトカム指標	60歳代以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

## 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

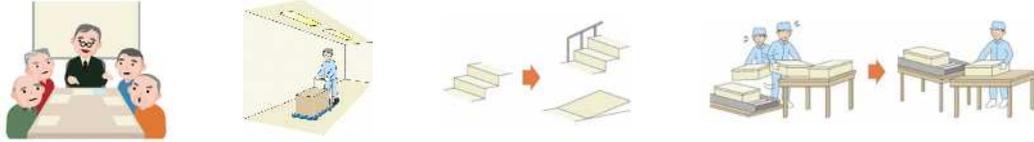
- ①転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ②転倒災害対策として、段差の解消をする、手すりを設けるといった設備改善のハード面の取組と安全衛生教育といったソフト面の両方の取組を進める。
- ③「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ④筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ⑤非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ⑥「職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

# エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**  
経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**  
高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)**  
身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)**  
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**  
雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**  
事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。  
健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
  - ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
  - ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**  
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**  
労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆さまを支援しています。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金



## 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

**補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日**

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

### 注意事項

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

### 【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 <sup>1</sup>	資本金又は出資の総額 <sup>1</sup>
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります

**(ア) 転倒・墜落災害防止対策**

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)( 1 )
- 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- 階段の踏み面への滑り防止対策
- 階段への手すりの設置( 1 )
- 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf> )

**(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)**

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



**(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)**

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場( 2 )における休憩施設の整備
- ( 2 )労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



**(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)**

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

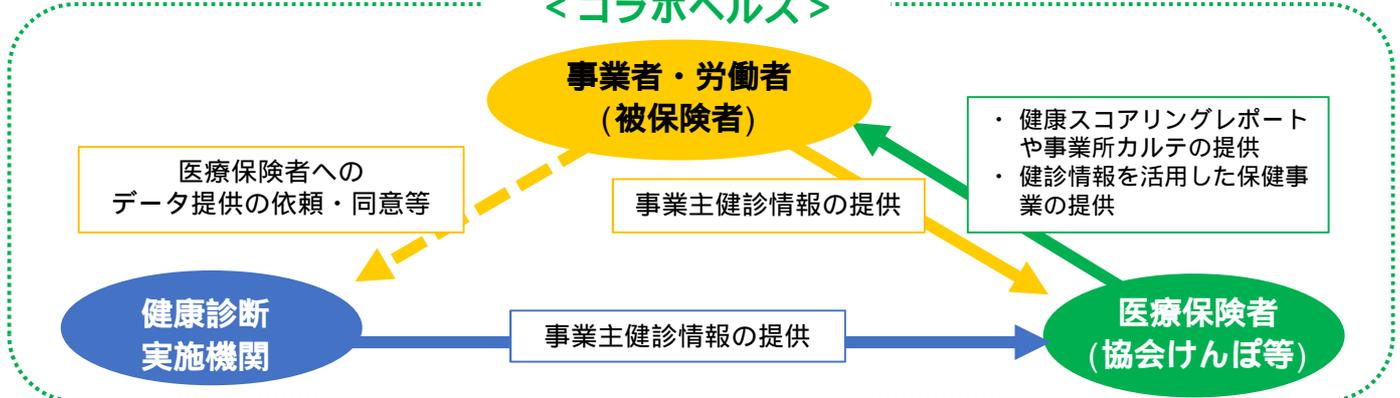
**「転倒防止」・「腰痛予防」のための  
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります**

転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)  
物品の購入はできません  
転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です  
(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

<コラボヘルス>



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

具体的には、次のような取組が対象となります

**健康教育、研修等**

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）  
産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

**システムの導入**

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入  
初期導入費用のみ  
パソコンの購入は対象外

**栄養・保健指導**

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

物品の購入はできません  
事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください



**申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）**

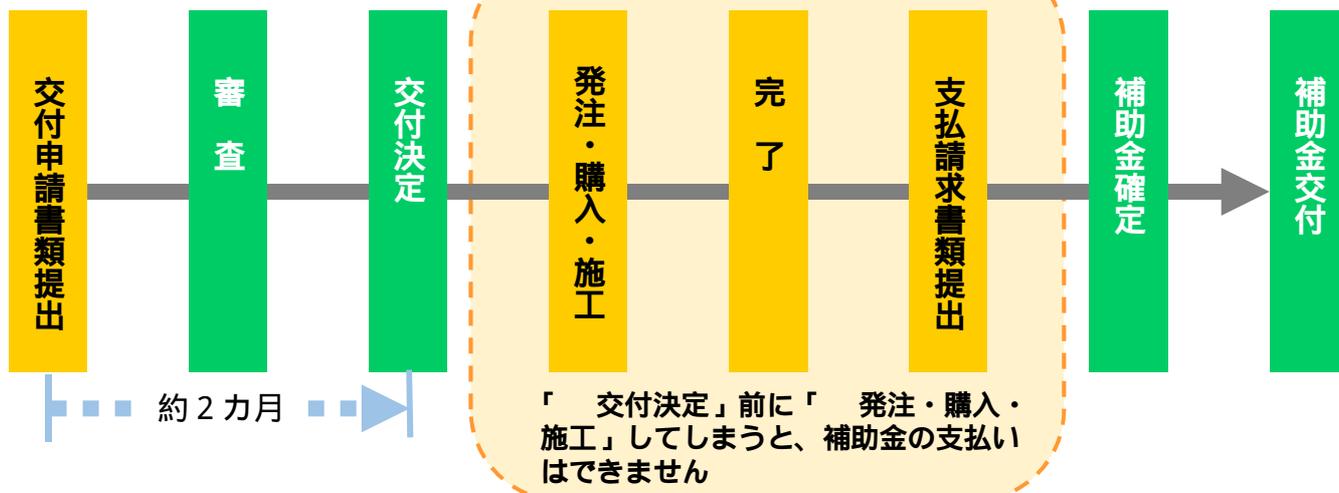
この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。  
（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。  
偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。  
交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。  
なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

**【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】**

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

## 補助金申請の流れ

は事業者が実施します。 は事務センターが実施します。



申請書類提出から 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

「 交付申請書類」「 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）  
対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう  
エイジフレンドリーガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



### 交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

### 支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
	申請担当	支払担当
お問合せ先	電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086
	受付時間 平日10：00～12：00/13：00～16：00 （土日祝休み、平日12：00～13：00は電話に出ることができません） < 8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く >	



# 職場の災害防止対策ヒント集

“ケガをしない職場”のためにできることから始めませんか



北海道SAFE協議会・  北海道労働局

「SAFE」は働く人だけでなく、家族、事業者、地域のすべての人の幸せのために、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んでいくための活動体です。

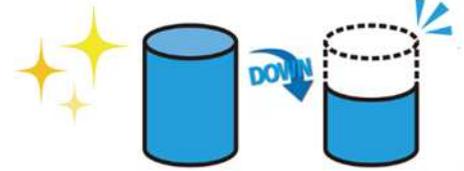
事例1

# セーフティシューズで安全・安心！ 従業員を「挟まれ事故」から守ろう！



## ○ポイント

- ・「台車」や「カートラック」によるタイヤの足のはさまれ防止ため、約3,500名にセーフティシューズを導入した。



導入後の事故件数

# 50% 削減



### 従業員の声

- ・想像していたものと違う！
- ・デザインも良く軽くて歩きやすい！
- ・安心して作業を進められます！



- ・「台車」や「カートラック」のタイヤに足を挟めてしまう事故が多発していました。
- ・重い商品を運搬する機会が多い業種のため、使用頻度を削減せずに、事故発生削減を目指しました。

○靴を履くことで労働災害防止対策を講じられるから、**労働者の負担が少ない**という利点があるね。  
○軽くて歩きやすい靴は足の疲労も抑えられるから、長時間の使用にはもってこいだね！



てんとう防止君



北海道SAFE協議会・北海道労働局

## 〇ポイント

- ・業務開始前のオリジナル準備体操を導入した。

総合スーパーやスーパーマーケットの店内作業はハードな作業がたくさんあります。一日1万歩以上歩いたり、重たいものを何十回も持ち上げたり、何時間もずっと立ちっぱなしだったり.....

そこで...

## オリジナル準備体操を導入!

- \* 足・腰に負担をかけすぎない。
- \* 心地よく可動域を広げる。
- \* どの年代にも対応できるゆったりリズム。
- \* 「さあ、働こう」という気持ちに切り変える。



体が軽くなり、スムーズに仕事に入れます。  
準備運動で仕事のスイッチが入ります!

普段、あまり運動する機会が無く、日常生活で使わない部分も動かすことができ、良い取組だと思います。



- ・従業員が継続実施しやすい内容であることを重視し、2分以内の運動にしました。
- ・従業員からは「やってよかった!」「気持ちが前向きになれる」とポジティブな意見が大半を占めています。

〇短時間だと継続して実施できるから、準備体操として持ってこいだね。  
〇身体をほぐしておくことで、つまづきや無理な体勢によるケガを予防することに繋がるね。



てんとう防止君



# 全員参加のヒヤリハット！ みんなの職場をみんなで守ろう！

## ○ポイント

・労働災害を多く発生させている事業場を「労災対策店舗」とし、全員参加のヒヤリハットを実施した。

- ・ 昨年労働災害の発生件数が非常に多かった店舗
- ・ 今年労働災害を多く発生させている店舗

## ➤ 労災対策強化店舗



自店の「危険」を共有をするため、  
全員参加のヒヤリハットを実施。  
(Webインターフェースを使用)

- ・ 多くの従業員がなんとなく感じていた「危険な場所」を数値化することで、意識するようになりました。
- ・ 今までは声に出すことにためらいのあった従業員も全員参加した効果で、様々な意見集約ができました。
- ・ 管理者だけでは気が付かなかった不具合がわかり、店舗巡視時のチェック箇所に活かすことができました。

○「危険な場所」について、数値化したり従業員が意見を言える環境を作ったりしたおかげで、今まで気が付きにくかった問題点が見えるようになったね。  
○安全衛生に関する現場の意見を取り入れる機会を作ることができる良い取組だね。



てんとう防止君

# 事例4 可視化で防ぐ！労働災害



## ○ポイント

- ・雪下ろし作業の災害防止のため、事故事例を掲示して注意喚起した。
- ・張り紙で保護帽の着用の徹底等を図った。



### 保護帽の着用徹底



### 災害事例の掲示



- ・雪下ろし作業時の災害の再発防止対策として、事故事例を掲示しました。
- ・道具や保護具の適切な使用方法の他、作業する際1人で行うことが無いように、2人ペアでの作業指示を掲示しました。

○作業前に安全な作業方法を必ず確認できるよう工夫がなされているね。  
○事故の事例を掲示することで、危険な作業だという意識が芽生えるね。



てんとう防止君



# 事例5 脚立の不適切な使用 による転倒・転落災害を防ぐ



## ○ポイント

・脚立からの転落を防止するため、脚立の正しい使用方法を示したポスターの掲示や、KYTを通じた教育を実施した。

「脚立をまたいで使用するもの」といった誤った認識が定着しており、脚立から転落する事故が後を絶たなかった。

そこで・・・

脚立の正しい使用方法を示した  
ポスターを掲示

KYT活動を実施！

このあとどうなる？  
どうしたらよかった？



- ・脚立の正しい使用方法を示したポスターをバックヤードのスイングドアに掲示して注意喚起を行いました。
- ・新入社員研修で脚立の使用方法に関する危険予知トレーニングを実施しました。

○よく目にするところにポスターを掲示することで、効果的に注意喚起できるね。  
○KYTによる教育を行うことで、脚立の正しい使い方が定着して災害の防止につながるね。



てんとう防止君



北海道SAFE協議会・北海道労働局

## ○ポイント

- ・ 介護ロボットや福祉用具を活用して腰痛を予防した。
- ・ 腰痛予防のための体操やストレッチを実施した。

### 介護ロボットの活用



ベッドの縦半分が自動で起き上がり、車いすに変形するベッド



ロボットが利用者を抱き上げて、ベッド・車いす間の移乗をアシスト

### 腰痛予防体操・ストレッチの実施

#### 太ももうらのぼし運動(腰痛予防)

太ももうらがのびていることを意識する！  
左右交互に2回程度行い移す。



片足をのびし、のびた側の手を足のつけ根にのせ、体を倒し8数えます。

- 伸ばした足側のつま先は手前に向く。
- 太ももうらがつっぱっている感じ。



ストレッチ方法を示した紙を掲示

### 福祉用具の活用

スライディングボードによって、利用者を持ち上げることなくベッドから車いすなどへの移乗が可能に。



- ・ 移乗介護ロボットを活用して立ち上がりが困難な利用者を抱えることで腰痛を予防しました。
- ・ スライディングボードを活用して、持ち上げない介護を実践しました。
- ・ 腰痛予防を促すため、腰痛予防体操を実施したほか、腰痛予防のためのストレッチ方法を示した紙をトイレやロッカー前に掲示しました。

○介護ロボットを活用することで、介護職員の身体への負担が軽減されて人材の定着にもつながるね。  
○腰痛を予防するためには、作業方法の改善だけでなく、体操等による職員の身体機能へのアプローチも不可欠だね。



てんとう防止君

## 事例7 滑りにくい靴や見守りシステムで 職場のケガを防ぐ！

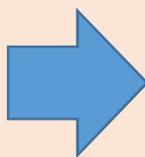
### ○ポイント

- ・転倒によるケガを防止するため、浴室に滑りにくい靴を導入した。
- ・介護職員の負担を軽減するため、見守りロボットを導入した。

#### 滑りにくい靴を導入



床が濡れている浴室では転倒リスクが高い。



靴底に防滑素材を施した靴を導入して転倒を防止！

利用者のベットからの起き上がりを検知して、通知する見守りシステムを導入して、職員の負担を軽減！

#### 見守りシステムを導入



- ・浴室は、滑って転倒するリスクがあります。そこで、滑りにくいサンダルを導入して、転倒を防止しました。
- ・カメラ型見守りロボットの使用により、遠隔で利用者の状況確認ができます。

○滑りにくい靴の導入は、取り入れやすく効果的な対策だね。  
○見守りロボットを導入することで、巡回の頻度が減って転倒防止にもつながるね。



てんとう防止君

## ○ポイント

・ 職員の身体的負担を軽減させるため、介護技術の研修を実施した。

### 新入介護職員に負担の少ない移乗介護の研修を実施！



②2023新入職員研修「介護技術」ボディメカニクス-移動介助-

### 研修内容は動画で共有！

- ・ 職員にとっても利用者にとっても負担の少ない介護を目指し、新入介護職員を対象として移乗介助の技術を教育する介護技術研修を実施しました。
- ・ 研修内容は動画で公開しており、新入職員以外の職員にも共有しています。
- ・ そのほか、リハビリを担当する職員による安楽なトランス方法についての学習会や毎月の役職者会議内で持ち上げない介護についての課題共有・検討を行っています。

○研修内容を動画で共有することで、効率的に教育できるね。  
○介護職員の負担軽減のための「持ち上げない介護」を施設全体として取り組んでいる点が素晴らしいね。



てんとう防止君

# 安全衛生お役立ち情報



## ○日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全・衛生コンサルタント（国家資格）が事業場の診断や指導を行います。



## ○産業保健総合支援センター

産業保健総合支援センターでは、理学療法士を事業場に派遣して、運動指導等を行うサービスを提供しています。



## ○メンタルヘルス対策

労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的として、ストレスチェック制度の実施マニュアル等を掲載しています。



## ○職場における熱中症予防情報

職場における熱中症予防対策に関するコンテンツ（動画教材やガイドブック等）を掲載しています。



## ○外国人労働者の安全衛生対策について

厚生労働省では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。



## ○転倒災害防止リーフレット

近年、中高年齢の女性労働者を中心に、職場で転んで骨折する等の「転倒災害」が急増しています。リーフレットを活用して被害の防止・軽減に取り組みましょう。



## ○エイジフレンドリーガイドライン

高年齢者の安全と健康確保のために、事業者及び労働者が取り組むべき事項を取りまとめました。



## ○エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者の労働災害防止対策や、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導の導入等を行う中小企業事業者に対して、一定の補助金を交付しています。



## ○中小規模事業場安全衛生サポート事業

専門家が現場や作業の問題を示して、改善のアドバイスを無料で行っています。対象は100人未満の事業場です。



北海道SAFE協議会・北海道労働局



(2024.6)

中小規模事業場

# 安全衛生サポート事業

## <個別支援>



### 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）の店舗・施設等を対象としております。



### 事業の特徴

- (1) **費用は無料**（厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の現場確認とアドバイス
- (3) 労働保険加入の製造業、第3次産業、鉱業が対象
- (4) 労働者が概ね100人未満の事業場が対象



### 個別支援では、さまざまなアドバイスを行います

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。



企業系列や工業団地、テナント等の事業場や店舗の安全衛生担当者様などに集まっていただき実施する「研修会」（集団支援）と組み合わせて実施することも可能です。

詳しくは「中災防ホームページ」でご確認ください。

<http://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

中災防 サポート事業

検索

法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。



お申し込みについては次ページをご参照ください ▶▶



「職場を安全にしたい」とお考えの皆様、  
今すぐお申し込みください。(実施事業場数限定、先着順受付)



まずは次ページの申込書に必要事項をご記入の上  
FAX 等にてお送りください。

### 1 FAX 送付

### 2 作業状況、現場確認希望日等の確認

当協会からご担当者様に連絡し、専門家がお伺いする希望日等をお聞きします。

現場確認実施日の決定

### 3 個別支援の実施（2時間程度）

安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業場の状況、作業内容等の現場確認・  
アドバイスをを行います。後日、現場確認結果報告書をお渡しします。

### 4 現場確認結果報告書等に基づくフォローアップ支援

ご要望等により次のフォローアップ支援を追加で実施できます。

- ・ 報告書等を踏まえた設備等の改善状況の確認アドバイス
- ・ 報告書等を踏まえた作業教育（例：職場巡視の進め方、メンタルヘルス対策・・・）

#### 寄せられた感想

内部パトロールでは  
指摘されなかったこ  
とが多く、貴重な機  
会であった。

法令を元にアドバイス  
いただきとても心強い。  
この制度はありがた  
かった。

非常停止装置など、  
わからなかったこと  
を提案いただいて、  
とても役に立った。

外部の専門家の  
指摘により、経  
営者の安全に対  
する意識が変  
わった。

詳細な報告とアドバイ  
スをいただいた。報告は非  
常にわかりやすく、上司  
にも説明しやすかった。

#### 【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター  
〒064-0919 札幌市中央区南19条西9丁目2-25  
TEL: 011-512-2031 / FAX: 011-512-9612  
Eメール: hokkaido@jisha.or.jp  
WEB: <https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

様式第2号

令和 年 月 日

中央労働災害防止協会

北海道安全衛生サービスセンター所長 殿

事業場の名称  
代表者役職・氏名

印

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業 個別支援申込書

別紙の実施事項等確認書に同意のうえ、標記事業による安全衛生に関する個別支援を下記のとおり申し込みます。

記

事業場所在地	〒	業種	労働者数 (事業場単位) 人
担当者職氏名	E-mail		
担当者の連絡先	TEL:	FAX:	
実施希望日	令和 年 月 ( 上旬・中旬・下旬 ) 頃 (具体的な希望日がある場合 月 日 午前・午後 )		
事業の概要			
安全衛生活動において、困っていること又は今後取り組みたい事項			

※ 当協会の担当者等が貴事業場を訪問し、現場確認等をさせていただいた結果については、後日、「現場確認結果報告書」を作成し、安全衛生管理に関するアドバイスをを行います。その後、①貴事業場のその後の取組状況等についてお伺いし、アドバイスを行う、②教育・講演等を行うなどのフォローアップ支援(各1回・合計2回まで)を受けることができます。

フォローアップ支援を希望する場合には、次の□にレ印を入れ、次の事項についてご記入ください。

標記事業による安全衛生に関するフォローアップ支援を次のとおり申し込みます

フォローアップ支援を希望する事項	(希望する番号に○をつけてください。1及び2の両方の支援も可能です。) 1 現場確認結果報告書に係るアドバイス等を希望 2 安全衛生教育、講話、KY指導等を希望 ご希望のテーマ等があれば、お書きください。 ( )
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

情報セキュリティ管理について

中災防は、本事業で得られた個人及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。

なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の□にレ印を入れてください。

不要

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業 実施事項等確認書(個別支援用)

### 1 実施事項

この事業では、中央労働災害防止協会(以下、「中災防」という。)が貴事業場に安全衛生に関する専門職員(以下、「専門職員」という。)を派遣するなどして、次の①～④の安全衛生活動支援を無償で行います。

- ① 現場確認:専門職員等が事業場を訪問し、現場確認とヒアリングを行って、貴事業場の安全衛生管理状況に関する現状把握を行います。(2時間程度)
- ② 現場確認結果報告:現場確認の結果報告書を作成し、貴事業場の安全衛生管理に関するアドバイスをを行います。
- ③ フォローアップ支援:現場確認の状況を踏まえ、現場確認結果報告書の内容に係るアドバイス等や特定の安全衛生に係る事項(作業環境改善や機械設備の安全化の支援、特定テーマの講演・研修など)等について、必要に応じ無償のフォローアップ支援をお勧めします。フォローアップ支援を申し込まれた場合は、担当する専門職員等が事業場を訪問し、特定の安全衛生に係る事項について、専門家の視点から希望された支援を実施します。
- ④ アンケートへの回答:個別支援終了後(フォローアップ支援まで行う場合はフォローアップ支援終了後)、支援結果についてアンケートにご協力いただきます。
- ⑤ フォローアップ支援から概ね2～3ヶ月後に、専門職員等が支援の結果に基づく取り組み状況や、新たに発生した安全衛生の問題などについてお伺いする場合があります。

### 2 ご確認事項

- (1) 上記①～⑤の実施事項は、貴事業場が自主的に安全衛生活動の推進を継続できるよう、その手法等についてアドバイスをを行うものです。専門職員が、貴事業場の安全衛生活動の推進を直接担うものではありません。
- (2) 上記①の現場確認は、専門職員がアドバイスに必要な情報を得るために、貴事業場の安全衛生管理の状況を確認させていただくものです。
- (3) 本事業は、中災防が厚生労働省の補助事業を活用して実施するもので、実施結果等を包括的にとりまとめて厚生労働省に報告いたします。法令に基づく場合を除き当該事業場の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。

中小規模事業場

# 安全衛生サポート事業

## < 集団支援 >



事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。  
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。



### 「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の 集団支援 の概要

企業系列協会、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します（集団支援）。

また、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスを行う（個別支援：ホームページ参照）と組み合わせることも可能です。



### 事業の特徴

- (1) **費用は無料**（厚生労働省の補助事業のため）
- (2) 2時間程度の研修会の開催



### 対象集団

労災保険加入の製造業、第3次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。

労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

### このようなテーマの研修を実施します

1. ヒューマンエラーとその防止対策
2. 転倒災害防止対策の進め方
3. 職場巡視のチェックポイント
4. 法改正対応これから進める化学物質対策
5. 管理監督者に求められる安全配慮義務
6. 安衛法改正を踏まえた労働災害防止対策
7. スライサー等による切れ・こすれ対策
8. メンタルヘルス対策の進め方
9. はさまれ・巻き込まれ対策
10. 安全・安心のための5S活動
11. 職場の腰痛予防対策
12. 保護具の適切な使用方法 など



お申し込みについては次ページをご参照ください ▶▶



事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか。  
無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。



まずは次ページの申込書に必要事項をご記入の上  
FAX 等にてお送りください。

1

申込書送付



2

開催日程等の調整

ご希望の研修テーマや希望日等をお伺いします。



テーマ・開催日の決定

3

集団支援の実施（2時間程度）

安全衛生の専門家を研修会場等に派遣し、研修会を行います。



4

個別支援等の実施

ご要望に応じ、集团メンバー事業場への個別支援等を承ります。  
また、2回目の集団支援のご要望についてはご相談ください。



寄せられた感想

外部研修への参加  
が難しい弊社に  
とってありがたい  
制度であった。

KYT とリスク  
アセスメント  
の違いがよく  
わかった。

他社からの  
参加者との  
討議が参考  
になった。

講義があつと  
いう間に感じ  
るほど有意義  
だった。

#### 【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター（〒064-0919 札幌市中央区南19条西9丁目2-25）

TEL：011-512-2031 / FAX：011-512-9612 / E-MAIL：hokkaido@jisha.or.jp

WEB：<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート事業

検索

様式第1号

年 月 日

中央労働災害防止協会

北海道安全衛生サービスセンター所長 殿

事業場集団の名称

代表者役職・氏名

印

中小規模事業場安全衛生サポート事業  
集団支援申込書

別紙の実施事項等確認書に同意のうえ、標記事業による安全衛生に関する集団支援を下記のとおり申し込めます。

記

<b>集団事務局 所在地</b>	〒		<b>所属事業場数</b> _____ 事業場
<b>担当者職氏名</b>	E-mail		
<b>担当者の連絡先</b>	TEL:	FAX:	
<b>支援実施希望日</b>	年 月 ( 上旬・中旬・下旬 ) 頃 ( 具体的な希望日がある場合 月 日 午前・午後 )		
<b>支援実施希望会場</b>			
<b>集団所属 事業場の概要</b>			
<b>希望する 研修テーマ</b> (安全衛生活動において、困っていること 又は今後取り組みたい事項)			

**情報セキュリティ管理について**

中災防は、本事業で得られた個人情報、集団情報及び事業場情報を適切に管理し、事業の効率的な運営のためにのみ使用します。法令に基づく場合を除き、貴団体の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。

なお、中災防としては、本事業のご利用を契機に、安全衛生活動に役立つ情報やサービスのご案内をしたいと考えておりますが、不要の場合は右の□にレ印を入れてください。  不要

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業 実施事項等確認書(集団支援用)

### 1 実施事項

この事業では、中央労働災害防止協会(以下、「中災防」という。)が貴団体に安全衛生に関する専門職員(以下、「支援担当者」という。)を派遣するなどして、次の集団支援(研修)を無償で行います。

- ① 事前打ち合わせ:支援担当者等が貴団体事務局に訪問する等により、研修のテーマ、日時、会場、研修機材の確保等について打ち合わせるとともに、貴団体所属事業場に対し集団支援への参加募集への協力をお願いします。
- ② 参加者募集:貴団体事務局において参加者を募集してください。参加者が確定しましたら、参加者名簿をお送りください。(規模と業種が分かる会員名簿等で、当日出席確認を行う場合は参加者名簿の作成・送付は結構です。その場合、おおよその参加者数を事前にお教えてください。)
- ③ 研修準備:連絡いただいた参加者数に合わせ、研修資料を作成し事前に必要な研修機材とともに送付します。
- ④ 研修の実施:支援担当者等を研修会場に派遣し、研修を実施します。受付等の業務は貴団体事務局にご協力をお願いします。
- ⑤ 個別支援の説明・勧誘:貴団体所属事業場に対し、本事業における個別事業場への支援(個別支援)についてご説明し、個別支援への参加を勧誘します。
- ⑥ 参加者に研修アンケートを配布し、研修終了時に回収してください。
- ⑦ 研修終了後2、3ヶ月後を目途に、専門職員等が貴団体事務局に対し、団体としての安全衛生の取り組み状況、新たな安全衛生の問題などをお伺いすることがあります。

### 2 ご確認事項

本事業は、中災防が厚生労働省の補助事業を活用して実施するもので、実施結果等を厚生労働省に報告いたします。この際には、個人名や貴団体所属事業場名が特定できないように加工し、個人のプライバシー保護および貴団体の事業運営等に支障が生じない内容で報告いたします。ただし、中災防が、法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

# 健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

工作中的「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて  
専門家（理学療法士）を**無料**で派遣・アドバイスや従業員教育を実施します  
～北海道理学療法士会の協力を得て実施する事業です～

## 無料支援サービスの内容

### 健康測定・チェック

- ・健康度や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ度チェック
- ・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

### 社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど

- ・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
- ・職場でできるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

## 支援までの流れ

申込

日程調整

事前打ち  
合わせ

現地での  
取り組み



転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害は年々増加する傾向にあります。この機会に職場での労働者の健康保持増進をすすめ転倒・腰痛災害を撲滅すると共に「ゼロ災害」の職場づくりを進めて行きましょう！

－まずは、下記連絡先までご相談ください！－



独立行政法人労働者健康安全機構  
北海道産業保健総合支援センター

<https://www.hokkaidos.johas.go.jp> TEL011-242-7701

# 健康保持増進のための職場訪問支援申込書

年 月 日

事業所名			労働者数	人
所在地				
	TEL		FAX	
担当者	部署名			氏名
	職 種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 産業看護職 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 人事・労務担当者 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	e-mail			
業 種			業務内容	
訪問希望日	事前打ち合わせ(事業場の健康課題の絞り込みについてのヒアリング)			
	第1希望日	令和	年 月 日( )	時間帯 : ~ :
	第2希望日	令和	年 月 日( )	時間帯 : ~ :
	実施支援(専門家が実際に事業場に訪問する実地の指導・セミナー)			
	第1希望日	令和	年 月 日( )	時間帯 : ~ :
	第2希望日	令和	年 月 日( )	時間帯 : ~ :
支援を希望する職場の健康課題(該当する項目の□にレを入れてください。)				
<input type="checkbox"/> 転倒災害が増加している <input type="checkbox"/> 腰痛災害又は腰や膝などの痛みを訴える従業員が増加 <input type="checkbox"/> 病院・社会福祉施設で働く労働者を対象とした腰痛予防、移動・移乗技術の改善 <input type="checkbox"/> 転倒災害や腰痛災害を発生させない作業姿勢・作業環境・作業管理・健康管理等の改善 <input type="checkbox"/> 中高年労働者又は着座時間が長い労働者等を中心とした運動機能の向上 <input type="checkbox"/> メタボ従業員(生活習慣病・ハイリスク者)の増加 <input type="checkbox"/> 睡眠不足を訴える従業員がいる / 増えている <input type="checkbox"/> 作業動作のムダをなくし働きやすい職場環境を実現したい <input type="checkbox"/> 身体活動・運動機会の増進や運動習慣の定着によって従業員の健康維持・増進を図りたい				
以上のほかに希望される支援の具体的内容がありましたら御記入下さい。				

申込先 FAX 011-242-7702 電話 011-242-7701

# 全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目  
そして摘み取る危険の芽  
みんなで築く職場の安全



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協賛 建設業労働災害防止協会、  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、  
林業・木材製造業労働災害防止協会



## 実施者の実施事項

### 1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立**
  - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
  - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
  - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
  - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- 自主的な安全衛生活動の促進**
  - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施**
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組**
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### 2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
  - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
  - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
  - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
  - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
  - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、湿雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
  - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
  - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
  - オ トラックの逸走防止措置の実施
  - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策**
  - ア 一般的事項
    - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
    - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
    - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
    - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
    - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
    - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
  - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策**
  - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
  - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
  - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
  - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- 林業の労働災害防止対策**
  - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
  - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

### 3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
  - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
  - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
  - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
  - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
  - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
  - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
  - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
  - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
  - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 交通労働災害防止対策**
  - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
  - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
  - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
  - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
  - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
  - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
  - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
  - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は  
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は  
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

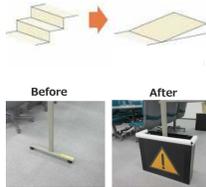
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
  - ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
  - ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
  - ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
  - ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
  - ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
  - ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
  - ▶ 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
  - ▶ 適切な通路の設定
  - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
  - ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
  - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
  - ▶ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
  - ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
  - ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
  - ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
  - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
  - ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

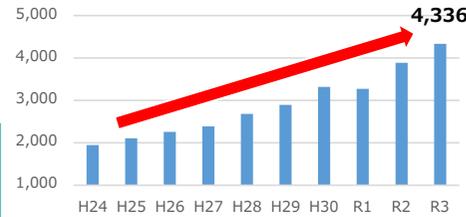


(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

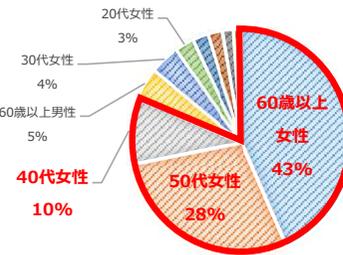
# 転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

資料11

## 社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



## 社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



## 社会福祉施設における転倒災害の態様

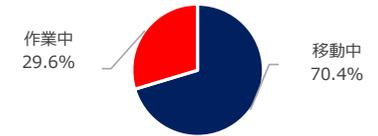
### 骨折（約70%）

- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

## 社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

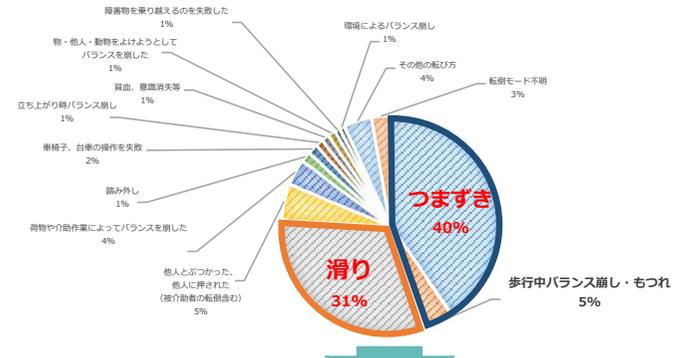
44日

## 介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

## 転倒時の類型



## 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防  
体力チェック  
口コチェック



内閣府ウェブサイト

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チュウイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
服装	準備期間に検討した服装を着用
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 <b>全身を濡らして送風することなどにより体温を低減</b> 一人きりにしない

# 重点取組期間（7月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

**体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**